

訪問看護医療DX情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年の診療報酬改定に伴い、ちゅうとく訪問看護ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が電子資格確認により利用者の診療情報を取得・活用した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

新) 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

この加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（オンライン請求）を行っていること。
2. 電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有すること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、原則ウェブサイトに掲示していること。

医療法人徳洲会 ちゅうとく訪問看護ステーション